

町田市一般職の職員の旅費に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 3 月 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市一般職の職員の旅費に関する条例

町田市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和３５年１０月町田市条例第２２号）の全部を改正する。

目次

第１章 総則（第１条―第７条）

第２章 旅費の種目及び内容（第８条―第１７条）

第３章 雑則（第１８条―第２５条）

附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条 この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１）内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- （２）外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- （３）出張 職員が公務のため一時その在勤庁（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- （４）帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- （５）遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが職員の死亡の当時事実上婚姻

関係と同様の事情にあった者を含む。)又はパートナーシップの相手方(町田市性の多様性の尊重に関する条例(令和5年3月町田市条例第2号)第10条第1項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそれと同等のものであると市長が認める他の地方公共団体の制度による証明を受けたパートナーシップの相手方であって、職員の死亡の当時職員と同居し、かつ、生計を一にしていたものをいう。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡の当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(7) 電磁的方法 電磁的記録により職員の勤務の状況等の管理に関する事務を処理する電子情報処理組織を使用する方法をいう。

(8) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の町田市規則(以下「規則」という。)で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、町田市(以下「市」という。)と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

(9) 職務の級 町田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和33年2月町田市条例第11号)別表第1の行政職給料表(1)に規定する職務の級(同表の適用を受けない者にあつては、これに相当するものとして規則で定める職務の級)をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる

者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費の支給は、行わないものとする。

4 職員が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定す

る者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項を記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合は、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項本文に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

6 旅行命令簿等が電磁的記録である場合における第4項の規定による通知は、電磁的方法により行うことができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅費の請求手続）

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書又は精算書（当該請求書又は精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において「請求書等」という。）に必要な資料（当該資料に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者

は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 請求書等又は資料が電磁的記録である場合における第1項の規定による提出は、電磁的方法により行うことができる。

5 請求書等及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項並びに第2項及び第3項に規定する期間その他の必要な事項は、規則で定める。

第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容についてはこの章の定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用にあっては、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が3級以下の者が移動する場合にあっては、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用にあっては、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合であって、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 内国旅行の場合であって、運賃の等級が3階級に区分された船舶により移動するとき 中級の運賃の額

(2) 内国旅行の場合であって、運賃の等級が2階級に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額

(3) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が2以上の階級に区分された船舶により

移動するとき 最上級の運賃の額

(4) 第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に2以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第1号の規定に該当するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

イ 第2号の規定に該当するとき 最上級の運賃の額

(5) 第3号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に4以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 職務の級が4級以上の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

イ 職務の級が3級以下の者が移動するとき アで定める運賃の級の直近下位の級の運賃の額

(6) 第3号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に3に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 職務の級が4級以上の者が移動するとき 中級の運賃の額

イ 職務の級が3級以下の者が移動するとき 下級の運賃の額

(7) 第3号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に2に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用にあつては、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であって、職務の級が5級以下の者が長時間にわたる移動として規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により職務の級が5級以下の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の運賃の額
(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用にあっては、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運航する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合において、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する職務の級が10級以下の者に係る宿泊費基準額の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までに規定する交通費の額及び当該宿泊に係る前条に規定する宿泊費の額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程別表第3に規定する宿泊手当の額とする。

(渡航雑費)

第16条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費として、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第17条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第4号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、93万円とする。

第3章 雑則

(退職者等の旅費)

第18条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定める

ものとする。

- 2 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第19条 第3条第2項第2号から第4号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第20条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、特別な定めがある場合を除くほか、任命権者が市長に協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第1項ただし書に規定する場合を除く。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、第6条及び第9条から第12条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第22条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議

して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第23条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 旅行命令権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(旅費の返納)

第24条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第25条 この条例に定めがあるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の町田市一般職の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の町田市一般職の職員の旅費に関する条例（以下この項及び附則第 4 項において「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が旧条例第 3 条第 5 項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が旧条例第 3 条第 5 項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 3 条第 2 項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 3 条第 5 項及び第 6 項の規定は、これらの項の規定する者が同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第 2 4 条の規定は、新条例又はこれに基づく規則に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(町田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 6 町田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和33年4月町田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<u>（費用弁償）</u> 第5条 議長、副議長<u>及び</u>議員が職務のため出張したときは、順路によりその費用を弁償する。 2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、市長に支給する旅費の例により算定した額とする。</u>	第5条 議長、副議長<u>および</u>議員が職務のため出張したときは、順路によりその費用を弁償する。 2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、渡航手数料及び死亡手当とし、その額は市長と同額とする。</u>

（町田市長等の給与に関する条例の一部改正）

- 7 町田市長等の給与に関する条例（昭和33年4月町田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前												
第3条 市長等の給料の額は、<u>別表</u>による。 2～5 略 第6条 略 2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、<u>職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）中指定職職員相当額とする。</u></u> <u>別表（第3条関係）</u> <table><tr><td>略</td></tr></table>	略	第3条 市長等の給料の額は、<u>別表第1</u>による。 2～5 略 第6条 略 2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、渡航手数料及び死亡手当とし、その額は内国旅行の場合は別表第2、外国旅行の場合は別表第3による。</u> <u>別表第1</u> <table><tr><td>略</td></tr></table> <u>別表第2</u> <table><tr><td rowspan="2"><u>鉄 道 賃</u></td><td rowspan="2"><u>船 賃</u></td><td rowspan="2"><u>航 空 賃</u></td><td rowspan="2"><u>車 賃</u></td><td colspan="2"><u>日当</u></td><td rowspan="2"><u>宿 泊 料</u></td><td rowspan="2"><u>食 卓 料</u></td></tr><tr><td><u>宿 泊 を要</u></td><td><u>宿 泊 を要</u></td></tr></table>	略	<u>鉄 道 賃</u>	<u>船 賃</u>	<u>航 空 賃</u>	<u>車 賃</u>	<u>日当</u>		<u>宿 泊 料</u>	<u>食 卓 料</u>	<u>宿 泊 を要</u>	<u>宿 泊 を要</u>
略													
略													
<u>鉄 道 賃</u>	<u>船 賃</u>	<u>航 空 賃</u>	<u>車 賃</u>	<u>日当</u>		<u>宿 泊 料</u>	<u>食 卓 料</u>						
				<u>宿 泊 を要</u>	<u>宿 泊 を要</u>								

				<u>しな い出 張</u>	<u>する 出張</u>		
<u>一 般 職 の 職 員 と 同 額</u>	<u>1 等</u>	<u>実 費</u>	<u>実 費</u>	<u>2 , 0 0 0 円</u>	<u>2 , 8 0 0 円</u>	<u>1 4 7 0 0 円</u>	<u>2 1 0 0 円</u>
<u>備 考</u>	<u>1 食卓料は、船賃及び航空賃のほかに食費を要する場合に限り支給する。</u> <u>2 庁用または市で借上げた自動車を使用して市外に出張した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。</u> <u>3 日当の額については、町田市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和35年10月町田市条例第22号）第17条第2項及び第3項の規定を準用する。</u>						

別表第3

<u>支給額</u>
<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中内閣総理大臣等その他の者の相当額</u>
<u>備考</u> <u>食卓料は、船賃および航空賃のほかに食費を要する場合に限り支給する。</u>

（町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

8 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年4月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第6条 略 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費</u>及び死亡手当とし、その額は、<u>市長に支給する旅費の例により算定した額</u>とする。 3 市外に住居を有する特別職の職員が会議等に出席した場合で、任命権者が特に必要と認めたときは、順路により、前項に規定する費用弁償のうち鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費又は宿泊費</u>を支給する。 4 費用弁償の支給方法は、町田市<u>一般職</u>の職員の例による。	第6条 略 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、渡航手数料</u>及び死亡手当とし、その額は<u>市長と同額</u>とする。 3 市外に住居を有する特別職の職員が会議等に出席した場合で、任命権者が特に必要と認めたときは、順路により、前項に規定する費用弁償のうち鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃又は宿泊料</u>を支給する。 4 費用弁償の支給方法は、町田市職員の例による。

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

9 証人等の実費弁償に関する条例（昭和40年12月町田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前						
(実費弁償) 第2条 略 2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、宿泊手当及び日当とし、その額は、日当にあっては1万円、日当以外の旅費にあっては町田市一般職の職員の旅費に関する条例（令和 年 月町田市条例第 号）第2条第9号に規定する職務の級が1級の職員が支給を受ける同条例の規定に基づき算定した旅費の額に相当する額とする。</u> ただし、市から給料<u>の支給を受ける者</u>については支給しない。 3 略	(実費弁償) 第2条 略 2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当及び宿泊料とし、その額は別表のとおりとする。</u>ただし、市から給料を<u>うける者</u>については支給しない。 3 略 別表 <table><tr><td><u>鉄</u> <u>道</u></td><td><u>船</u> <u>賃</u></td><td><u>航</u> <u>空</u></td><td><u>車</u> <u>賃</u></td><td><u>日</u> <u>当</u></td><td><u>宿</u> <u>泊</u> <u>料</u></td></tr></table>	<u>鉄</u> <u>道</u>	<u>船</u> <u>賃</u>	<u>航</u> <u>空</u>	<u>車</u> <u>賃</u>	<u>日</u> <u>当</u>	<u>宿</u> <u>泊</u> <u>料</u>
<u>鉄</u> <u>道</u>	<u>船</u> <u>賃</u>	<u>航</u> <u>空</u>	<u>車</u> <u>賃</u>	<u>日</u> <u>当</u>	<u>宿</u> <u>泊</u> <u>料</u>		

		<u>賃</u>		<u>賃</u>			
		<u>実</u>	<u>実</u>	<u>実</u>	<u>実</u>	<u>7, 0 0</u>	<u>1 4, 7</u>
		<u>費</u>	<u>費</u>	<u>費</u>	<u>費</u>	<u>0 円</u>	<u>0 0 円</u>

(町田市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

1 0 町田市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和57年6月町田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第4条 略 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費</u>及び死亡手当とし、その額は、町田市一般職の職員の旅費に関する条例(令和 年 月町田市条例第 号。以下「旅費条例」という。) <u>第2条第9号に規定する職務の級が1級の職員が支給を受ける旅費条例の規定に基づき算定した旅費の額に相当する額とする。</u> 3 略 4 非常勤職員で市外に住所を有するもののうち、任命権者があらかじめ市長の承認を得た者については、費用弁償として所定の公務を行うために必要とする鉄道賃又は<u>その他の交通費</u>の実費を支給する。 5 略	(費用弁償) 第4条 略 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、渡航手数料</u>及び死亡手当とし、その額は、町田市一般職の職員の旅費に関する条例(昭和35年10月町田市条例第22号。以下「旅費条例」という。) <u>の規定により、主事の職員が受けるべき額に相当する額とする。</u> 3 略 4 非常勤職員で市外に住所を有するもののうち、任命権者があらかじめ市長の承認を得た者については、費用弁償として所定の公務を行うために必要とする鉄道賃又は<u>車賃</u>の実費を支給する。 5 略

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

1 1 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成元年3月町田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(一般派遣職員に対する旅費の支給等)	(一般派遣職員に対する旅費の支給等)

第7条 略

2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、町田市一般職の職員の旅費に関する条例（令和 年 月町田市条例第 号）に定めるところにより算定した額とする。

3 略

第7条 略

2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は別表による。

3 略

別表

<u>支給額</u>
<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中7級の職務にある者の相当額</u>

備考 食卓料は、船賃及び航空賃のほかに食費を要する場合に限り支給する。